

## 御嶽山の噴火警戒レベル判定基準

令和7年5月20日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p><b>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火碎流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に到達 等</li> </ul>	
4	<p><b>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火碎流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に切迫 等</li> </ul> <p><b>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</b></p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火活動が次第に強まり、火碎流や溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が火口から半径3km程度まで到達</li> <li>・山体内に規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発</li> <li>・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 等</li> </ul>	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案して総合的に判断する。
3	<p><b>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</b></p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の拡大傾向（火口から半径1km以遠に大きな噴石飛散が予想される）</li> <li>・大きな火山性微動（レベル2よりも規模大あるいは継続時間長）</li> <li>・火山性地震の急増、規模増大（レベル2よりも規模大あるいは回数多）</li> <li>・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動</li> </ul>	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象が見られなくなった場合。</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況も考慮して判断する。</p>
2	<p><b>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から半径1kmから居住地域近くまで（概ね4km）程度に大きな噴石飛散、火碎流等</li> </ul> <p><b>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</b></p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火</li> <li>・火山性地震の増加（地震回数が50回以上/24時間または100回以上/10日間）</li> <li>・火山性微動の増加または規模増大（6回以上/24時間あるいは継続時間5分以上または振幅10μm/s以上の微動発生）</li> <li>・噴煙量、火山ガス放出量の増加</li> <li>・上記基準には達しない程度の火山性地震あるいは火山性微動の増加があり、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測される。</li> </ul>	<p>噴火の発生がなく、山体膨張や噴煙・火山ガスの増加傾向がなくなり、地震・微動が平穀時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穀時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していないくともレベル2に戻す。</p>
	<p><b>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火口から半径1km以内に大きな噴石飛散、火碎流等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</li> <li>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</li> <li>・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。</li> <li>・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。</li> <li>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。</li> </ul>	